

新潟県条例第65号

新潟県の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

新潟県の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年新潟県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
名 称	位 置	管 轄 区 域	名 称	位 置	管 轄 区 域
(略)			(略)		
新潟県江南警察署	新潟市江南区	新潟市江南区、東区（粟山、粟山1丁目から4丁目まで、石山、石山1丁目から6丁目まで、石山団地、江口、逢谷内の一部（大石排水路の南側の区域）、岡山の一部（市道太平岡山線3号及び岡山江口線の西側の区域）、亀田中島4丁目、北山、下場、下場新町、下場本町、猿ヶ馬場、猿ヶ馬場1丁目及び2丁目、新石山1丁目から5丁目まで、新岡山2丁目、児池、寺山の一部（大石排水路の南側の区域）、東明1丁目から8丁目まで、中島、中島1丁目及び2丁目、中野山、 <u>中野山1丁目から8丁目まで</u> 、西野、東中島1丁目から4丁目まで、東中野山1丁目から7丁目まで、南紫竹2丁目並びにもえぎ野1丁目から3丁目までに限る。）及び中央区（鶉ノ子、姥ヶ山、姥ヶ山1丁目から6丁目まで、上沼（393番3、393番7、393番8、394番1、394番2、394番4から394番6まで及び395番1を除く。）、親松（1201番1、1201番4から1201番17まで、1201番21から1201番36まで、1204番1、1204番4から1204番28まで、1205番1から1205番16まで、1206番1から1206番6まで及び1207番5に限る。）、亀田早通、久蔵興野、京王1丁目から3丁目まで、高志1丁目及び2丁目、湖南、鐘木、清五郎、曾川、	新潟県江南警察署	新潟市江南区	新潟市江南区、東区（粟山、粟山1丁目から4丁目まで、石山、石山1丁目から6丁目まで、石山団地、江口、逢谷内の一部（大石排水路の南側の区域）、岡山の一部（市道太平岡山線3号及び岡山江口線の西側の区域）、亀田中島4丁目、北山、下場、下場新町、下場本町、猿ヶ馬場、猿ヶ馬場1丁目及び2丁目、新石山1丁目から5丁目まで、新岡山2丁目、児池、寺山の一部（大石排水路の南側の区域）、東明1丁目から8丁目まで、中島、中島1丁目及び2丁目、中野山、 <u>中野山1丁目から7丁目まで</u> 、西野、東中島1丁目から4丁目まで、東中野山1丁目から7丁目まで、南紫竹2丁目並びにもえぎ野1丁目から3丁目までに限る。）及び中央区（鶉ノ子、姥ヶ山、姥ヶ山1丁目から6丁目まで、上沼（393番3、393番7、393番8、394番1、394番2、394番4から394番6まで及び395番1を除く。）、親松（1201番1、1201番4から1201番17まで、1201番21から1201番36まで、1204番1、1204番4から1204番28まで、1205番1から1205番16まで、1206番1から1206番6まで及び1207番5に限る。）、亀田早通、久蔵興野、京王1丁目から3丁目まで、高志1丁目及び2丁目、湖南、鐘木、清五郎、曾川、

	太右エ門新田、高美町、俵柳、長潟、長潟1丁目から3丁目まで、鍋潟新田、弁天橋通1丁目から3丁目まで、南長潟、美の里、山ニツ並びに山ニツ1丁目から5丁目までに限る。)		太右エ門新田、高美町、俵柳、長潟、長潟1丁目から3丁目まで、鍋潟新田、弁天橋通1丁目から3丁目まで、南長潟、美の里、山ニツ並びに山ニツ1丁目から5丁目までに限る。)
(略)		(略)	
備考 (略)		備考 (略)	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。